

Public Relations

広報



<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>



今月の表紙 認定こども園～ブックセカンド事業がスタートし宮管教育長から園児に絵本が手渡されました～

特集 平成30年度津別町の予算～79億3,530万円の使い道～

まちの話題 町議として地域の発展に貢献 小澤實さんが旭日単光章を受章

温故知新

市民後見人として活動

西2条 大場 建男 さん

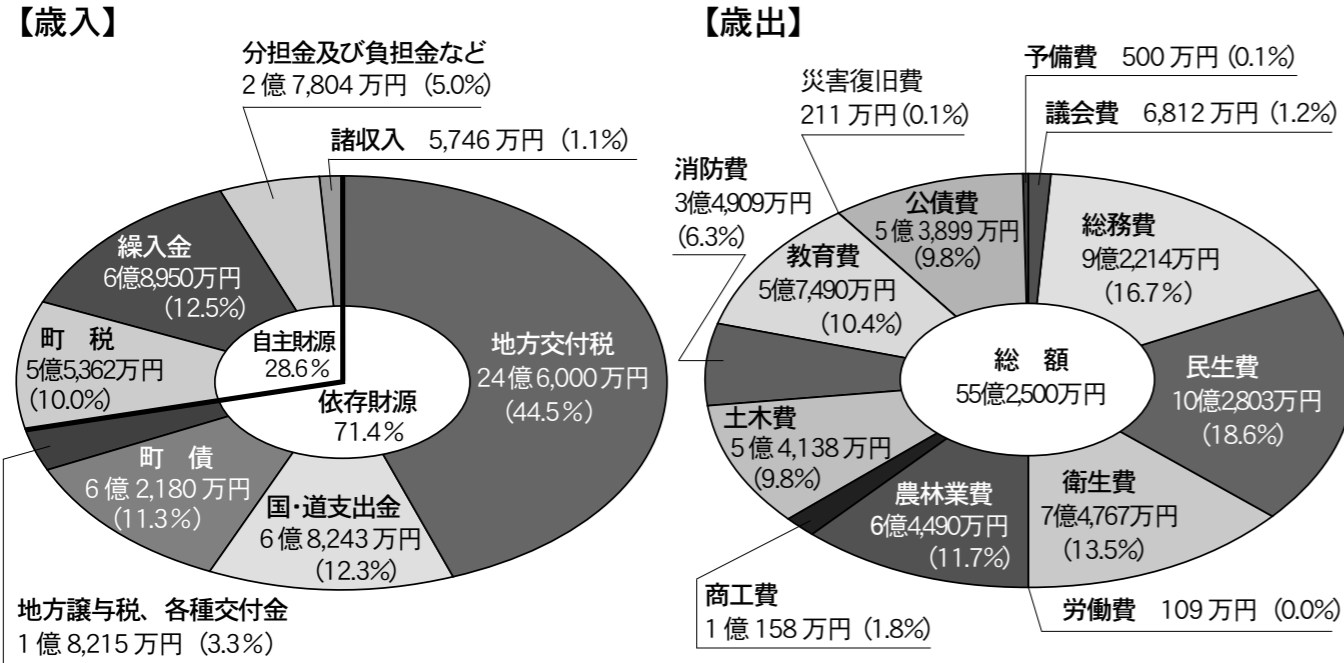
**2018.4**  
**NO.664**

# 《特集・平成30年度 津別町の予算》 79億3,530万円の使い道



平成30年度の町の予算が、町議会の審議を経て決定しました。  
 予算の総額は79億3,530万円で、前年度比2・4%の増となりました。また、行政サービスを中心とする一般会計は、55億2,500万円で前年度比3・0%の増。  
 今月の特集では、町の予算内容についてお知らせします。

グラフ 一般会計予算額の科目別内訳



**【表2】 町民1人当たり予算額 (一般会計分)**  
**1,145,078円**

※平成30年2月末現在の住民基本台帳人口4,825人で計算しています。

議会費	14,119円	総務費	191,117円	民生費	213,064円	衛生費	154,958円	労働費	227円	農林業費	133,658円	商工費	21,053円
土木費	112,203円	消防費	72,350円	教育費	119,150円	災害復旧費	436円	公債費	111,707円	予備費	1,036円		

次に、右上の円グラフは歳出を科目ごとに表しています。歳出の9・8%を占める公債費は、事業を実施するときに借りたお金の償還金で5億3,899万円を支払うこととなります。昨年度から比較すると19・1%の増となっていますが、

**歳入 編成** 歳入の7割を超える依存財源

一般会計予算額を科目別に見たのが上のグラフで、歳入は左上の円グラフです。  
 国から交付される地方交付税が24億6,000万円(前年度比1・2%減)で歳入の44・5%を占めています。これに国・道支出金、地方譲与税などを加えたものが依存財源といわれるもので、歳入全体の71・4%を占めています。  
 また、町債は木材工芸館改修事業による農林業債の増により、前年度比39・3%の増となりました。一方、自主財源のうち町税は5億5,362万円で、町民税の法人税割の増等を見込み、前年度比1・0%の増。繰入金は6億8,950万円で前年度比18・7%の増となりました。

また、表2は、今年の一般会計の予算額を町民一人当たりで割り返した金額です。  
 町民4,825人の一人当たりの金額は、1,14万5,078円となり、それぞれの科目に振り分けられた予算は、まちづくりや皆さんの暮らしに役立てられます。

**歳出 編成** 公債費は19・1%の増

これは平成26年度に借り入れた認定こども園の起債元金償還が始まったことによるものです。  
 総務費では、新規事業として総合計画策定業務に9,460万円。民生費では、障害者総合支援事業に2億3,859万円、子ども子育て支援事業に1億3,216万円。衛生費では、地域医療維持助成事業に1億4,000万円、一般廃棄物最終処分場施設整備事業に3,526万円を計上しました。  
 農林業費では、国営農地再編整備事業推進事業に7,538万円、木材工芸館整備事業に1億5,979万円を計上。商工費では商工振興補助費等に3,468万円を計上しました。  
 土木費では、道路橋梁維持管理費に1億2,175万円。また、教育費では、多目的運動公園管理経費に4,595万円を計上しました。

**町民 町民一人当たり予算**  
 114万5078円

**【表1】 平成30年度会計別予算額の内訳**

会計名	予算額	前年度比
一般会計	55億2,500万円	3.0%増
特別会計		
国民健康保険事業特別会計	8億9,030万円	7.4%減
後期高齢者医療事業特別会計	9,180万円	4.3%増
介護保険事業特別会計	5億6,570万円	2.7%増
下水道事業特別会計	4億2,640万円	8.4%減
簡易水道事業特別会計	4億3,610万円	36.2%増
合計	79億3,530万円	2.4%増

**一般会計** 前年度比で3・0%の増

**特別会計** 特別会計予算は前年規模を上回る

町民の生活全般にわたる施策を行うために経理するのが「一般会計」です。将来にわたって継続できるまちづくりに向けた施策とともに、緊急性と住民要求の高い事業を選択して予算編成を行い、その結果、本年度の一般会計予算の総額は、表1のとおり前年度比3・0%増の55億2,500万円となりました。

特別会計の増減の主な要因につきましては、国民健康保険事業特別会計は制度移行に伴う共同事業拠出金等の減、後期高齢者医療事業特別会計は後期高齢者医療広域連合納付金等の増、介護保険事業特別会計は保険給付費等の増によるものです。簡易水道事業特別会計は上里地区導水管更新工事等の増によるものです。

# 平成30年度の事業をお知らせします

## 【総務費】

- ・総合計画策定業務 946万円  
第6次総合計画策定に係る経費
- ・地域振興施設管理業務 6,446万円  
クマヤキハウス建設、相生総合交流ターミナル屋根塗装などに係る経費
- ・地方創生事業 7,714万円  
まちづくり会社設立準備、再生可能エネルギーセンター設立準備などに係る経費

## 【民生費】

- ・障害者総合支援事業経費 2億3,859万円  
障害福祉サービス利用、更生医療などの給付費に係る経費
- ・子ども・子育て支援事業 1億3,216万円  
認定子ども園運営の補助、子育て支援センター事業に係る経費

## 【衛生費】

- ・地域医療維持助成事業 1億4,000万円  
住民の健康を守る地域医療維持のための津別病院への助成
- ・一般廃棄物最終処分場施設整備事業 3,526万円  
一般廃棄物最終処分場実施設計業務委託に係る経費



認定子ども園



津別病院

## 【消防費】

- ・事務組合負担金 3億3,656万円  
美幌・津別広域事務組合（津別消防署）への負担金などに係る経費

## 【農林業費】

- ・国営農地再編整備事業推進事業 7,538万円  
国営農地再編換地業務などに係る経費
- ・木材工芸館整備事業 1億5,979万円  
木材工芸館改修、外構工事、備品購入に係る経費

## 【商工費】

- ・商工振興補助費等 3,468万円  
起業等振興促進補助などに係る経費

## 【土木費】

- ・町道整備事業 4,320万円  
町道22号線他1路線改良舗装工事などに係る経費
- ・町営住宅等建設整備事業 2,342万円  
本岐団地（特公賃住宅・1棟1戸）建設整備に係る経費

## 【教育費】

- ・津別高校振興対策事業 3,291万円  
津別高校振興対策（バス通学費、制服購入に係る補助）や公営塾運営業務に係る経費
- ・スクールバス経費 5,095万円  
スクールバス購入（中型バス）、スクールバス運行に係る経費



木材工芸館



津別高校

## 平成30年度 町政方針（抜粋）

# 「まちをロマンチックな エコタウンに：4年目」

3月5日から始まった定例町議会において、平成30年度予算の審議が行われました。議会開会の冒頭で佐藤町長から予算提案にあたり町政方針が示されましたので、その一部を紹介いたします（町政方針の全文は町のホームページに掲載しています）。

## 《公約の推進》

第1次産業の振興につきましては、町の基幹産業である農業は、国営農地再編整備事業が平成27年度に実施地区となり4年目を迎えます。平成36年度までの長期間の事業であります。経営基盤をより確かなものにするともに、後継者等の担い手の確保を支援し、再生産・持続可能な農業の実現を図って参ります。

林業につきましては、森林バイオマスなどによる再生可能エネルギーを活用した「低炭素・循環・自然共生」を柱に、資源循環型のまちづくりを引き続き進めて参ります。また、森林認証や、加工・流通過程の管理認証の取得に対する助成の結果、町内11事業者が認証を取得し、認証材の利活用に取り組んでいます。今後とも「愛林のまちつべつ」にふさわしい林業の振興を図って参ります。

少子化・高齢化社会への対応につきましては、認定子ども園の利用料等を引き続き軽減して子育てを支援するとともに、

子どものみならず高齢者も楽しめる場として、自然運動公園一帯のリニューアルを年次計画で進めて参りますが、本年度は、木材工芸館とその周辺の改修に着手します。

中心市街地の活性化につきましては、「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」に基づき、健康福祉センター等を含めた複合庁舎の基本設計に着手するとともに、持続可能なコンパクトでロマンチックなまちなか再生に向け、地域再生計画に基づく地方創生推進交付金事業を推進して参ります。また、多目的活動センターさんさん館内に設置しています観光協会の充実強化を支援し、さらなる観光振興を推進して参ります。

老朽化したインフラの再整備につきましては、計画に基づき実施している道路・橋梁の改修を引き続き進めるとともに、簡易水道事業につきましては、上里導水管の更新工事に着手して参ります。下水道事業につきましては、農業集落排水事業を特定環境保全公共下水道事業に

統合し経費の節減に努めて参ります。住宅建設につきましては、本岐地区に特公賃住宅1戸を新規に整備するとともに、既存住宅の適切な維持管理を行うて参ります。

庁舎、議会議事堂、健康福祉センター、一体化した複合庁舎の建設につきましては、「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」に示される新庁舎の基本方針等に基づき、基本構想の策定と基本設計に着手して参ります。なお、具体的な事項につきましては、議会特別委員会及び今後設置予定の「津別町庁舎等建設審議会」での審議をはじめ、町民に対する説明会を開催するなどして合意形成を図って参ります。

## 《地域振興》

人づくりの推進につきましては、「人づくり・まちづくり活動支援事業」により、町民の自主的活動を支援するとともに、北海道大学公共政策大学院の学生を中心とした組織との交流事業や高大連携事業を通して、まちづくりの基盤となる人づくりを進めて参ります。

観光事業の充実につきましては、観光協会をはじめとする関係団体と連携し、さらなる誘客活動やイベント等への支援を行うとともに、観光協会の主体強化に向けた支援を行うて参ります。また、相生総合交流ターミナル（道の駅あいおい）の駐車場拡張やクマヤキハウスを整備して、観光ルートの拠点としての役割を担って参ります。

## 《行政改革と機構改革》

平成22年3月に策定しました「津別町新行政改革大綱推進計画（改訂版）（平成22年度～31年度）」は、後期5年計画の4年目を迎えました。地域経済の活性化と持続可能な行政経営を進めるための計画として位置付け、アクションプランに掲げる各事業を順次推進して参ります。

## 《平成30年度予算編成》

平成30年度予算は、「津別町第5次総合計画（平成22年度～平成31年度）」と地方創生事業に関する「津別町人口ビジョン」及び「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき編成したものであります。

中でも、複合庁舎の建設にあたりましては、新たに審議会を設置し、町民の皆様との意見交換を含めながら進めて参りますとともに、地方創生推進交付金事業としまして、まちづくり会社設立準備を主とする「まちなか再生とまちの賑わい創出事業」や「再生可能エネルギーの利活用推進事業」「障がい者・生活困窮者の働く場の創出事業雇用拡大」などを実施することとしており、人口減少社会に対応する確かな取り組みを進めて参る考えであります。

本年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んで参りますこととお誓いし、平成30年度の町政方針とさせていただきます。

津別町長 佐藤多一

# 地方創生の取り組み 6

## 「躍進」から「美しき停滞へ」

昭和34年、当時の津別新聞社より「躍進津別」という冊子が発行されました。そこには「全道屈指の役場庁舎」が落成した模様が書かれており、人口1万6千人を誇った、林業の町の輝く姿が垣間見えます。しかし、今日では日本の総人口は減少へ向かい、地方の町では、数十年も前から人口減少が始まり、発展から維持へと自治体の目標は変わっています。おおよそ20年前の司馬遼太郎と井上ひさしの対談に、これからは発展ではなく「美しき停滞」を目指すべきと語られています。正に今、そこに挑まなくてはならない時です。

## 第2回 住民懇談会 開催日を調整中です

計画策定作業の遅れから、度重なる日程の変更で、開催が遅延しておりました複合庁舎建設等まちなか再生基本計画策定に係る「第2回住民懇談会」の日程について、現時点では4月開催で調整しておりますが、周知期間が取れない場合は、5月開催も視野に入れ検討をいたします。

遅れの理由につきましては、先月号でも触れましたが、現在、より確実な計画案を示すことができるよう検討を重ね、作業を進めています。

懇談会当日は、新たなまちなかのゾーニング（施設配置）図をご提示し、参加者の皆様からご意見をいただくとともに、前回同様、アンケートも実施いたします。

また懇談会に出られなかった方や、更に多くの住民の皆様意見を反映させる機会を作るため、パブリックコメント期間を1か月設け、その後の計画策定に活かしてまいります。

## 空き家利活用で津別町と継続的な関わりを持つ場所を

エリアリノベーション・プロジェクトでは、2月21日にパイロット事業運営者選定コンペと題し、町を訪れた人が継続的に関わりを持つ場（ゲストハウス・コワーキングスペース）を運営する事業者の選定を行いました。

「町内の空き家を活用すること」、「一般の参加者を巻き込んだりノベーションワークショップを実施すること」、「民設民営を基本とすること」など厳しい条件ではありましたが、シャッター街になっていく津別町を盛り上げたいと、河本純吾さん（河本農場）がゲストハウス、立川彰さん（道東テレビ）がコワーキングスペースの運営希望者として事業計画を発表し、審査の結果、パイロット事業運営者として採択されました。



▲パイロット事業選定コンペの様子

今年度中に、リノベーションの技術を学ぶワークショップを開催する予定となっており、皆さんの参加を心よりお待ちしております。

## まちづくり会社の統括マネージャー選考

平成30年度末に設立を目指す（仮称）津別町まちづくり会社を主導していく統括マネージャーの募集期間が3月2日締め切りを迎え、全国から49名の応募がありました。今回募集する統括マネージャーは「一緒にまちづくり

を進めていく新たな仲間」という位置づけと考えていることから、4月22日に公開審査会（プレゼンテーション）を実施し、町民の皆様の見も審査の参考とすることを考えており、積極的なご参加を心よりお待ちしております。

## 気になる用語説明② 【リノベーション】

刷新。修理。近年では、建築物の改造ということが多い。古い部分の補修や、内外装の変更程度にとどまるリフォームに対し、増築・改築といった建物の資産価値を高める改造。

## （仮称）津別町まちづくり会社 統括マネージャー公開審査会

日時 4月22日（日）午後2時～4時30分  
場所 津別町中央公民館 講堂  
入場資格 津別町民のみ  
内容 最終選考に残った5名（予定）の候補者に発表をもらった後に、観客の皆様にも採点表を記入いただき、選考時の参考といたします。

### 注意事項

- 最終的な選考結果については、面接等の審査を経て、後日公表いたします。
- 在職中の候補者への配慮から、氏名や所属等の個人情報のWEB掲載や口外は禁止とし、会場内での撮影等も禁止いたします。
- 同様の理由から、マスメディアの当日の取材はご遠慮願います（最終決定後にプレスリリースいたします）。

# お待たせしました！ 体育施設がオープンします

## ふれあい公園パークゴルフ場は 4月21日オープン予定です！

利用料金（町内の小中高生は無料です）

区分	大人	高校生	小中学生
1日券	300円	200円	100円
回数券（12枚綴）	3,000円	-	-
シーズン券	6,000円	-	-

※用具代120円（町内の小中高生は無料です）

《シーズン券販売 4月16日（月）から》

場所 中央公民館ロビー

（月～金 午前9時～午後4時まで）

持ち物 顔写真・券代金

※昨年のシーズン券ホルダーの返却をお願いします！



利用期間 4月21日（土）～10月31日（水）  
※気象状況等によっては変更になる場合があります。  
定休日 毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）  
（4月24日・10月30日は営業します）  
利用時間 4月、5月：午前8時～午後7時  
6月～8月：午前7時～午後7時  
9月：午前7時～午後6時  
10月：午前8時～午後5時

本岐地区多目的公園パークゴルフ場は4月29日から11月15日までオープン予定です

## 温水プール「すいむ」は 5月1日オープンです！

利用期間 5月1日（火）～10月31日（水）  
休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）  
利用時間 平日 午前10時～午後8時30分  
（午前11時50分～午後1時、午後4時50分～午後6時は休憩時間）  
土・日・祝日 午前10時～午後5時  
（午前11時50分～午後1時は休憩時間）

《今年のすいむ無料開放日》 8月1日（水の日）  
5月1日（プール開き） 9月17日（敬老の日）  
5月5日（子どもの日） 10月8日（体育の日）  
6月27日（オープン記念日） 10月31日（プール納め）



利用料金

区分	大人	高校生	小中学生 70歳以上
1回券	300円	200円	100円
回数券（12枚綴）	3,000円	2,000円	1,000円
シーズン券	9,000円	6,000円	3,000円

※幼児・町内小中高生・身障者の方は無料です

シーズン券 4月23日～4月27日は中央公民館、  
販売 5月1日以降は温水プールで随時受付  
持ち物 顔写真・印鑑・身分証明書・券代金（更新は券代金のみ）

## グレステンスキー場は 5月3日オープン予定です！



グレステンスキー講習会も予定しています

利用期間 5月3日～10月31日までの土・日・祝日  
7月20日～8月20日の期間は無休  
利用時間 午前10時から午後6時まで  
利用料金（町民の方は団体料金で利用できます）

区分	大人	大人団体	小学生以下	小学生以下団体
1時間	1,000円	800円	800円	500円
2時間	1,500円	1,000円	1,000円	800円
1日	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円
1カ月	5,000円	-	3,000円	-
シーズン	10,000円	-	7,000円	-

※レンタルブーツの料金は300円です

# 最終処分場の基本設計もよめる

現在の一般廃棄物最終処分場とリサイクルセンターの敷地内に、新しい最終処分場を建設するための基本設計がまとまりました。この施設の規模や建設費などについてお知らせします。

## 新設の最終処分場は既存施設の敷地内 平成33年4月からの供用開始を目指します

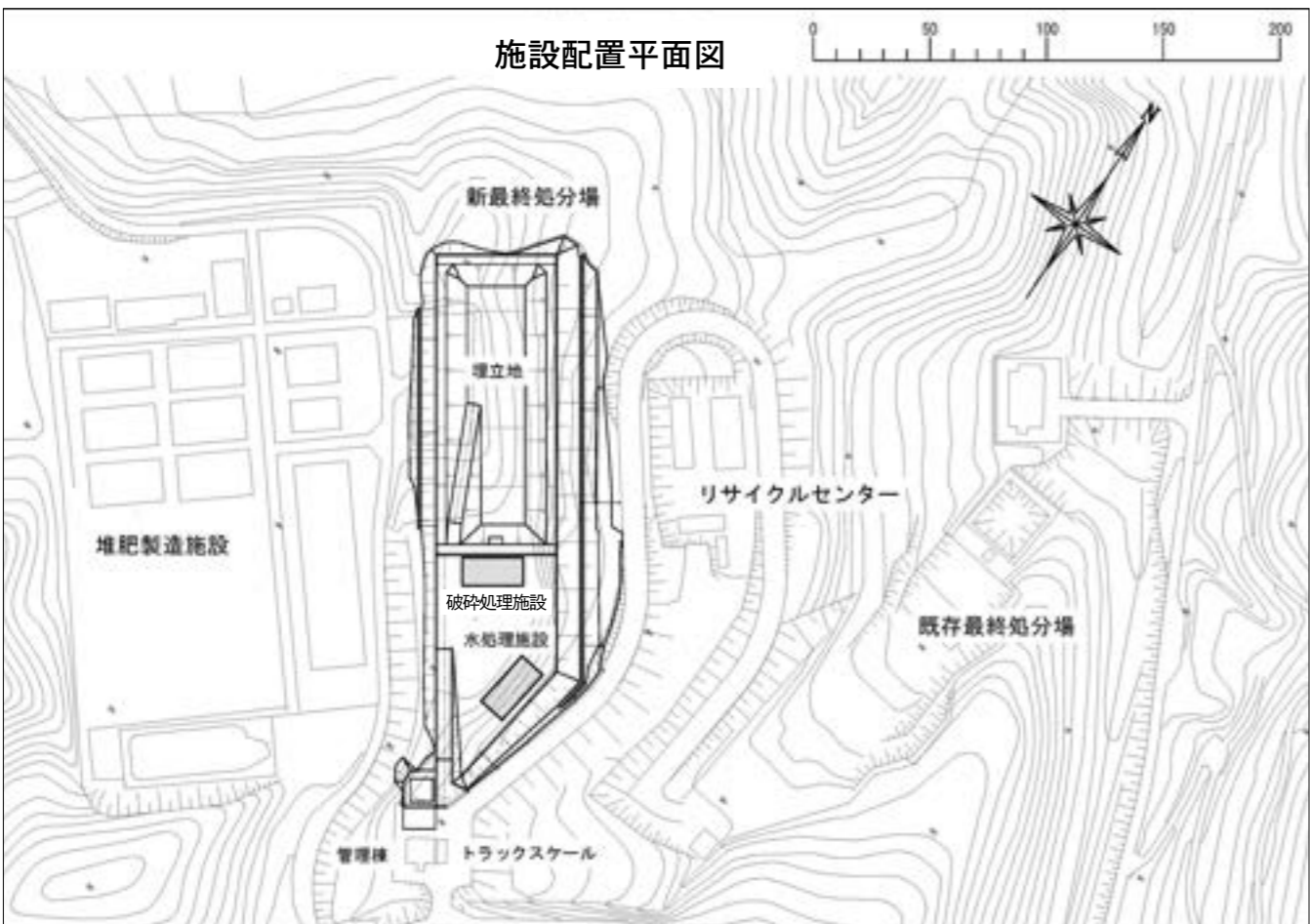
最終処分場建設計画のこれまでの経過については、平成27年度に「津別町一般廃棄物処理基本計画」の策定に取り組み、過去のごみ処理量の把握と検証、将来の人口推移から見た今後のごみ処理量の予測、新たな最終処分場の候補地の選定などを行いました。

平成28年度は、関係機関との協議や国から交付金を受けるための計画書づくりを行い、完成した計画書を環境省に提出し、平成29年度以降の計画支援や施設整備を実施できることになりました。

平成29年度は、基本設計として、施設配置にかかる測量や地質調査、水質・臭い・騒音・交通量などの環境調査による現状把握、施設配置や規模、概算工事費を算出しました。

【表1】今後のスケジュール

年 度	内 容
平成30年度	実施設計業務
平成31～32年度	建設工事
平成33年4月～	供用開始



## ごみ減容と処分場延命のため破碎処理施設を建設

建設する埋立地の大きさは、「表2」のとおりで、15年間の使用を見込んだ規模になります。現在の最終処分場の容量は、3万m<sup>3</sup>ですから半分以上の大きさとなります。

最終処分場は、さまざまな建物や施設を組み合わせたものになりますが、トラックスケールや管理棟は、現在の施設を継続して使用します。

新設する大きなものとして埋立地がありますが、埋立地内の雨水などの漏洩を防止するため2重の遮水シートを施工するとともに、漏水を監視するためのシステムを新設の埋立地にも引き続き導入します。併せて水処理施設を新設し、万全で安定した水処理を行います。

また、新設する破碎処理施設ですが、現在の最終処分場でも移動式の破碎機

## 概算工事費の総額は約14億円 ごみ処理経費削減に引き続きご協力を

この基本設計は、大きく2つに分けて見積・設計作業を行い、埋立地造成の土木施設と水処理・破碎処理施設として、施設の設計や概算工事費を算出

しました。土木施設の概算工事費は、4億7908万8千円となりましたが、その内訳の大きなものとして造成工事があり、

傾斜地を掘削工事することから大量の残土発生が見込まれ、その処理費用などに約6千万円、遮水シートの施工や漏水検知システム導入にかかる工事費として約1億4千万円となっています。水処理施設と破碎施設を合わせた概算工事費は、9億3960万円で、水処理施設の建設に約7億9千万円となっています。水処理方式については現在の処理方法とほとんど変わりませんが、高度処理・活性炭吸着処理という処理工程を新たに採用して万全にいたします。また、破碎施設の概算工事費は、約1億4千万円となり、最終処分場に持ち込まれるごみをすべてこの施設内にストックし、破碎処理したごみを作業車両で埋立地に運ぶことから、収集車も直接搬入の車も基本的に直接埋立地に進入しない考えです。

これらすべて合計した総事業費は、14億1868万8千円で【表3】のとおりです。

また、財源の内訳は、【表4】のとおりですが、国からの交付金は補助対象になる工事費の3分の1の見込みで、ほかに地方債や基金などを利用する予定です。

現時点では、施設の新設に伴

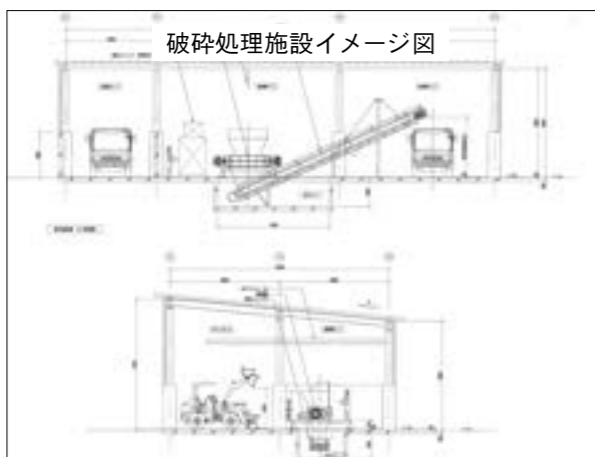
う分別区分などの大きな変更は予定していませんが、ごみ量の変化や処理体制などが大きく変化した場合は、効率的な体制を検討し、適宜見直しを行うことでもありますので、今後町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

【表4】財源内訳

区 分	金 額
国庫交付金	3億 5,478 万円
地方債	10億 6,300 万円
基金	90万 8千円
合 計	14億 1,868 万 8千円

【表3】概算工事費

工事内訳	金 額
埋立地土木施設工事	4億 7,908 万 8千円
浸出水処理施設工事 (埋立前処理施設含む)	9億 3,960 万円
合 計	14億 1,868 万 8千円



問い合わせ先  
住民企画課住民環境グループ  
☎76-2151(内線217)

町議として地域の発展に貢献  
小澤實さんが旭日単光章を受章

元町議会議員の小澤實さんが高齢者叙勲の旭日単光章を受章し、2月27日、町長室で伝達式が行われました。  
大昭で農業を営む小澤さんは、昭和56年の初当選以来、平成13年まで5期20年にわたり町議を務め、長く地方自治の振興と地域の発展に貢献されてきました。  
伝達式では、佐藤多一町長から勲記並びに勲章の伝達を受け、同席した鹿中順一町議会議員、佐藤久哉同副議長らと記念写真に納まりました。



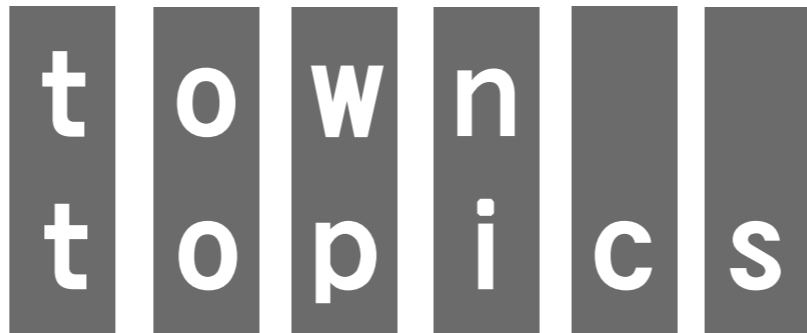
▲前列左から佐藤町長、小澤さん、鹿中議長、後列左から竹俣副町長、佐藤副議長、宮管教育長  
▶伝達された勲記を手にする小澤さん

子どもたちを犯罪被害から守る  
町防犯協会が防犯ブザーを寄贈

3月6日、津別町防犯協会（中川孝敏会長）から教育委員会に、防犯ブザー25個が寄贈されました。防犯ブザーは、子どもたちが不審者に対して身の危険を感じたときに、ひもを引くと大音量の電子音が鳴り、周囲に異常を知らせるものです。  
津別町防犯協会が、通学の際などに子どもたちを犯罪被害から守ることを目的に毎年寄贈しており、今年も津別小学校の新生1年生全員に配られます。

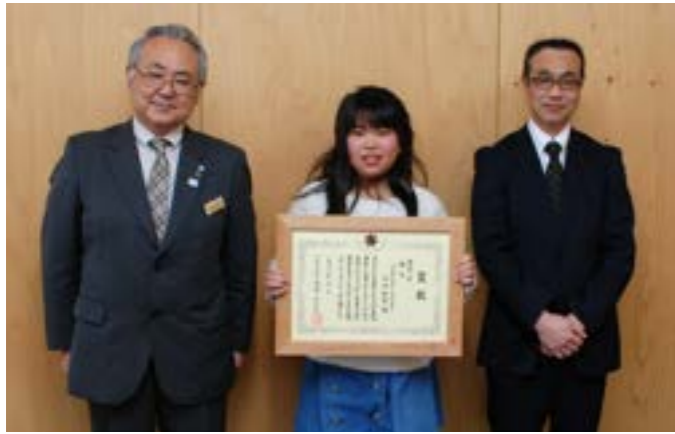


▶左から津別小学校・平山校長、宮管教育長、防犯協会・中川会長、同・加藤副会長



まちのわだい

林野火災予防作品標語の部  
津別小の山口樹里さんが優秀賞受賞  
平成29年度林野火災予防作品（標語及びポスター原画／主催・北海道 協賛・北海道森林組合連合会）の標語の部で、津別小学校4年生・山口樹里さんの作品が優秀賞を受賞し、3月1日、同校で表彰状の伝達式が行われました。  
山口さんの標語『守ろうよ 森の温もり 未来へ』は、全道の小学生から寄せられた作品の中から、知事賞の最優秀賞に次ぐ優秀賞（2点）に選ばれたもので、伝達式ではオホーツク総合振興局の工藤森生地域産業担当部長から賞状と記念品が贈られました。



▲左からオホーツク総合振興局・工藤部長、山口さん、津別小学校・平山校長



本に親しむための「ブックセカンド」事業  
こども園の園児に絵本をプレゼント  
町の新事業「ブックセカンド」がスタートし、3月7日、認定こども園・こどもの杜の園児に絵本がプレゼントされました。絵本を通じて親子で一緒に本に親しみ、日常的な読書の推進につなげる事が目的で、この日、こども園を訪れた宮管教育長から、4月に小学校入学予定の年長組の園児ひとりひとりに、絵本『ランドセルがやってきた（男子）』『みてよびかぴかランドセル（女子）』が手渡されました。

町の新事業「ブックセカンド」がスタートし、3月7日、認定こども園・こどもの杜の園児に絵本がプレゼントされました。絵本を通じて親子で一緒に本に親しみ、日常的な読書の推進につなげる事が目的で、この日、こども園を訪れた宮管教育長から、4月に小学校入学予定の年長組の園児ひとりひとりに、絵本『ランドセルがやってきた（男子）』『みてよびかぴかランドセル（女子）』が手渡されました。

あま〜い!! 津別町のスイーツ特集

現在インターネットで公開中! 町のHPをご覧ください

みなさん、糖分足りていますか? 今回のタウンニュースつべつは、町内のお菓子屋さんをご紹介します。創業80年を迎える、町内唯一の和菓子店「羽前屋」の人気ナンバーワン商品とは? そこに隠された美味しさの秘密の迫ります! そして町内唯一の洋菓子店「ケーキ・銘菓しのはら」。いまや津別町を代表するお土産菓子になっている「津別峠」の製造現場にカメラ初潜入!! 津別町のあま〜い話題をぜひご覧ください。



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信（月1回）することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトに埋め込まれる他、道東テレビでも公開いたします。  
※この番組は、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

職員がレポーターに挑戦

問い合わせ先 住民企画課 企画グループ ☎ 76 - 2151 (内線 215)

地域おこし協力隊隊員が津別町に来て学んだこと、感じたことをつづります。

残り僅かとなりました

曾根 一毅  
1979年生まれ 旭川市出身  
道の駅「相生物産館」勤務

平成27年の6月に津別町地域おこし協力隊として道の駅あいおい「相生物産館」に着任して、間もなく満3年になります。  
振り返れば、多くの素晴らしい方々にご指導ご鞭撻をいただけただからこそ、無事に任期満了を迎えることができたのだと痛感し、感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございます。



相生物産館では、主に館内飲食店「そば処あいおい」での営業とメニューの改善・開発などに従事してきました。ご好評をいただきましたメニューもあれば、あまり芳しくないメニューも

あり、難しくも楽しい、やりがいのある任務でした。  
また、任期中には「グマヤキ」が色々なメディアに取り上げていただき、その影響で遠方からご来館下さるお客様も増え、東京の東武百貨店池袋店の「大北海道展」やその他色々な催事からお声掛けいただき機会も増えました。私も東京での催事に参加でき、とても貴重な経験をする事が出来ました。  
任期も残り2か月弱となりましたが、満了まで津別町のため、相生物産館のために、少しでも多くの貢献ができるよう活動していきたいと思っております。

# 第2回

# 再エネ勉強会 木質バイオマス活用編

昨年開催しました第1回の再エネ勉強会（詳細は平成30年1月号に掲載）に続き、本町の地域資源である森林を活用した再生可能エネルギーの活用を検討する「平成29年度第2回津別町再エネ勉強会」を2月19日（月）に津別町林業研修会館で町民など41名の参加を得て開催しました。

## 再エネ勉強会の開催内容

第1回に続き、津別町モデル地域創生プランに掲げています「役場庁舎の建て替えと周辺施設の整備に伴う、木質バイオマス等の再生可能エネルギーシステム構築（まちなか再生プロジェクト）」に基づき、公共施設等での木質バイオマス



▲再エネ勉強会の開催状況

を活用した熱電供給による活用モデルについて、町の業務受託者である日本データサービス株式会社（以下、「NDS」）より調査結果報告を頂きました。  
また、今回は、道外より講師を2名お招きし、国内外の地域エネルギー供給の事例紹介と、全国初の自治体新電力を創出した群馬県中之条町の取組みについて講演をいただき、最後には、会場の参加者と意見交換を行いました。

## 講演 「木質バイオマスによる地域エネルギー供給の事例紹介」

講師 一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会  
専門調査員  
川越裕之氏  
協会では、木質バイオマスエネルギー



に関する相談窓口、発電や熱利用の調査、全国各地での講演、人材育成など木質バイオマスエネルギーに関わる様々な業務に携わり、協会を通じて、地域での森林資源活用の支援を行っている。

川越氏からは、ドイツにおける木質バイオマス熱電併給の小規模から大規模まで4つの事例と、国内における木質バイオマスを地産地消している岡山県、岩手県、山梨県、東京都の4つの事例を紹介いただきました。

## 講演 「自然エネルギーを利用した地域エネルギー会社の設立と取組みについて」

講師 群馬県中之条町役場  
企画政策課係長  
山本嘉光氏  
プロフィール 1966年群馬県生まれ。昭和60年六合（く）に、村役場へ入職。建設、水道福祉、戸籍を担当。平成22年3月に中之条町へ編入合併。平成24年7月より再生可能エネルギー対策室設置に伴い異動。職員2名でのゼロからのスタート。現在は4名体制で建設や事務



事業を担当。発電事業・トレイル大会開催・旧鉄道復元等々、業務は多岐にわたるが再生可能エネルギー事業「電力の地産地消」を主体に、地域振興・観光振興を推進している。

## 自然エネルギー活用の取組み

中之条町は、平成25年に「再生可能エネルギーのまちなか」を宣言。5つの具体的な取組みを進めている（次ページ上図のとおり）。

現在は、町営発電所（太陽光3施設、小水力1施設）を整備。総発電量6114kWであり、中之条町全世帯の約3割相当の電力供給を可能にしている。

宣言の同年には、全国100番目となる新電力会社「一般財団法人中之条電力」を町と民間の共同出資により設立。自然エネルギー全般の事業を推進し、自然保護、省エネ、地域活性化の支援などを行っている。

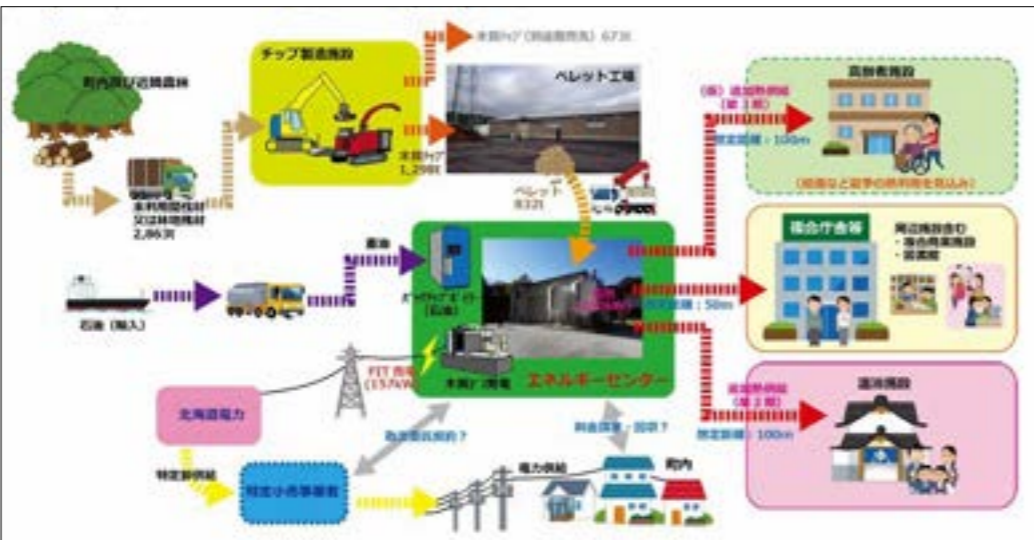
また、電力自由化に対応した一般家庭を含めた電力サービス事業を行なうため、平成27年に「株式会社中之条パワール」を中之条電力の全額出資により設立。翌年には小売電気事業者登録を取得し、電力の地産地消を目指している。

## ▼中之条町が取組む再エネ



Sより、調査結果について報告がありました。  
主な報告の内容は、①原料供給について、②導入設備計画です。  
①は、町内に利用できる木材があるかという内容ですが、結論から言うと、必要とする原料は十分にあるという結果が報告されました。ただし、収集方法、収集コストについての課題があります。  
②は、3つのケースが示され、各々の必要原材料、必要燃料（チップ、ペレット）量、売熱単価など具体的な数字が報告されました。いずれも熱需要先（施設）の確保、夏期の熱利用が課題としてあります。示されたケースと結果は、左記のとおりです。  
ケース1 木質チップボイラーの分散配置（各施設）この熱供給網  
【結果】温浴施設等給湯を年間必要とする施設があれば事業性あり。  
ケース2 木質ペレットボイラーの分散配置（各施設）この熱供給  
【結果】ケース1の結果と同様。

## ◀ケース3のスキームイメージ図



いて、本町の熱電供給の対象施設の範囲や、原料・燃料・売熱単価についてなどの質問がありました。  
また、「津別町はペレットで進めているので、チップではなくペレットで進めるべきだと思ふ」「津別町は日照率も高く、川があり水量があるので太陽光や小水力なども利用した方が良くと思う」「津別町はゴミ分別が徹底されており、燃えるゴミは大空町へ搬出している。工場端材等木材と燃えるゴミを燃料として熱利用を行えるか」など木質バイオマス以外の再エネ導入についての意見も出されていました。

## 最後に

今回いただいた意見等を参考に、津別町森林バイオマス利用推進協議会の中で検討し、熱電供給システムプランを策定いたします。愛林のまちにふさわしく木質バイオマスを中心に、太陽光や地中熱など地域資源を活用した再生可能エネルギーの地産地消を図り、災害に強く、環境にやさしいエコな町づくりを進めていきますので、引き続きご協力をお願いします。

## 複合庁舎及び周辺施設の熱電供給はどのように行うのか

今年度町の森林バイオマス熱供給システムプラン策定業務を受託しているND

## ケース3 小型木質バイオマス熱電併給装置による集中型熱電供給（1箇所のボイラー棟から各施設への熱電供給）

【結果】電気をFIT制度による売電を行うことで事業性が大きくなる。発電に伴う余剰熱を温浴施設等給湯に年間利用することで更に事業性が高くなる。

## 質疑応答及び意見交換

今回の勉強会では、講師2人からの講演内容とNDSより報告された内容を踏まえ、参加者からは、海外事例における雇用人数について、中之条町の太陽光発電におけるリース事業や小水力事業につ

問い合わせ先  
産業振興課  
林政・再生可能エネルギー推進グループ  
☎76-2151（内線318）



おおにし しゅうへいさん/平成元年12月生まれ、津別病院勤務

# 青春

くろーずあつぷ

津別病院のリハビリテーション科に勤めて4年目の大西修平さん。作業療法士として、ケガや病気のため日常生活に支障をきたす患者さんの、心身の回復を支えています。

苦小牧出身の大西さんは、苦小牧西高等学校から北海道千歳リハビリテーション学院(現・北海道千歳リハビリテーション大学)に進み、作業療法士の国家資格を取得します。高校時代の先生から、人の役に立てる仕事として勧められたことが、リハビリのスペ

シヤリストの道に進むきっかけになりました。

「津別病院ではリハビリテーション科の設備を拡充して、理学療法士、作業療法士3人体制で対応しています。患者さんは外来が7割、入院中が3割ぐらいですが、患者さんそれぞれのニーズに応じて、生活の質の改善に役立ちたいと思います」と、仕事への意気込みを話していただきました。趣味は釣り。夏は網走方面などへ、海釣りに出かけることがあ

# 温故知新

【480】

## 市民後見人として活動

大場 建男 さん



おおば たておさん/昭和21年1月、津別町生まれ/72歳/西2条在住

町の民生委員・児童委員として長く活動するかたわら、2年前からは市民後見人(一般市民による成年後見人)として、身寄りのないお年寄りをサポートしている大場建男さん。「今後、町の高齢化はさらに進むと思われそうですので、若い方たちにもこういった活動に興味を持っていただきたいですね」と、地域の将来への思いを口にします。

津別町生まれの大場さんは、津別高校時代に陸上部で活躍。3年生の時には、走り幅跳びで全道大会に出場しました。高校卒業後は、東京の会社で営業

職を6年間経験し、24歳の時に美幌トラック(現・三星運輸)津別営業所に勤めます。

その後、30歳を前に所長を任せられると、69歳で退職するまで営業所の責任者として勤め上げました。土地柄、主に木材会社や農協が荷主でしたが、経済情勢の影響を受けやすい仕事だけに、気苦労は絶えませんでした。「特に昭和40年代末から50年代にかけて日本を襲ったオイルショックの際は、トラックの燃料を確保するのが大変でした」。

大場さんが津別町社会福祉協議会関係者からの勧めで市民後見人養成研修を受けたのは、平成27年のことです。30時間を越える講習や実習を経て、家庭裁判所により選任される市民後見人は、身寄りがなく判断能力が十分ではない高齢者に代わって、福祉サービスの契約や財産管理などの後見活動を行う地域ボランティアです。

今後、ますますその重要性が高まるため、大場さんたちに続く若い世代への期待が寄せられています。

趣味は、春から秋のパークゴルフと卓球。冬季は自宅に卓球台がある近所のお宅に仲間が集まり、楽しみながら運動不足を解消しています。

## 平成30年度〈第1回〉警察官採用試験募集案内

**対象**  
平成31年4月1日現在で、18歳以上33歳未満の方(昭和61年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた方) ※高校在学中の方を除きます(第2回試験から受験可能です)。

**申込書受付期間**  
平成30年3月1日(木)～4月23日(月) ※電子申請は、4月23日(月)午後5時30分まで

**1次試験**  
平成30年5月20日(日)

**試験会場**  
北見市、網走市等全道22カ所、他

**問い合わせ先**  
北見方面美幌警察署  
☎72-0110  
※24時間対応していますので、お気軽にご相談ください。



## 4月29日は『羊肉の日』

4月29日は、4(よ)29(にく)のごろ合わせで羊肉の日です。北海道ではなじみ深く、ジンギスカンを外で焼いて食べる季節になってきました。

**【羊肉の種類】** ラム：生後12ヶ月未満の肉、ホゲット：生後12ヶ月から24ヶ月未満の肉、マトン：生後24ヶ月から7年くらいの肉

**【羊肉の栄養】** 他の肉と同様にエネルギーやたん白質が豊富です。マトンよりラムの方がエネルギーと脂質が多めです。

\*「ジンカン」は北海道弁！？ 平昌オリンピックで『そだねー』が北海道弁として取り上げられましたが、「ジンカン」も北海道弁です。ジンカンは肉だけでなく、野菜やきのこ、うどんなどいろいろな食材と一緒に食べることが出来ます。ぜひ、野菜もたくさん食べてください。

**野菜を食べよう、1日350g！**  
野菜を知ろう：先月の野菜は『菜の花』でした。今月の野菜は別名クサソテツといい、アクが少なく食べやすいです。調理も和え物、煮物、炒め物、天ぷらなどいろいろです。緑黄色野菜で、ベータカロテン、ナイアシン、パントテン酸などのビタミンとミネラルが豊富で、穂先が丸まっているときに食べる山菜は？ ※答えは10ページにあります。

## 暮らしを支える 税

### 確定申告が間違っていたときには

確定申告の内容で誤りがあった場合、それを訂正する手続きをします。

**【税額を多く申告していたとき】**

「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。この手続きは、所得税確定申告提出期限から5年以内です。

**【税額を少なく申告していたとき】**

「修正申告」をして正しい税額に修正することになります。修正申告によつて新たに納める税額には、過少申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。また税務署の調査を受けたあとで修正申告をしたり、税務署から税額の更正を受けた場合には、自主的に修正申告をした場合に比べ高い加算税率を適用されることがあります。

**【確定申告を忘れていたとき】**

確定申告を忘れていたときは直ちに申告をして下さい。確定申告期限後の申告には、無申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。

**【確定申告の必要がなくても】**

年金収入(400万円以下)のみの方は、確定申告の義務はありませんが、住民税申告をした方がいい場合があります。また無収入の方でも住民税申告をしない場合、国民健康保険税等が高くなるケースもあります。申告が必要かわからない場合は、お気軽に税務担当までご相談ください。



# 住改修 新築 中古 住宅 奨励金

## 《平成30年度受付開始》

住環境の向上と定住の促進を図り、活力ある町づくりを推進するため、町内に持ち家を建設する方、又は改修する方等に対して奨励金を交付します。

### 住宅改修

住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です。

### 住宅新築

#### ●対象となる改修工事、区分

①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事

②改修に要する費用が50万円（消費税額等含む）以上

③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など  
※詳しくは下記担当へお問い合わせ、又は、町ホームページをご覧ください。

#### ③場所 建設課住宅グループ

（役場2階中央付近）

#### ●新築必須要件 60万円

※一度、住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。

①床面積80㎡以上、10年以上の定住を確約

※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

②住宅の品質確保等に関する法律第3条に規定する日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の「断熱等性能等級」に示された「等級4」を満たすこと



#### ●加算要件

①申請時に同居する中学生以下の子供がある場合 20万円

②町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合（転入後1年以内に申請する場合を含む） 20万円

③町内の業者に発注する場合 50万円

④住宅性能表示基準、評価方法基準の「高齢者等配慮対策等級」に示す「等級3」バリアフリー住宅基準を満たす

- ⑤ 北海道内の森林から産出され、町内で生産又は製品化された木材（地域材）を10㎡以上使用した場合 20万円
  - ⑥ 北海道内で森林管理認証された木材を1㎡以上使用し、COC認証を取得した業者が施工した場合、1㎡当たり3万円。加算要件⑤との併用可（使用量については小数点以下切捨て） 上限40万円
- ※必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。
- ※工事着手前に申請が必要です。

### 中古住宅

#### 中古住宅購入に対する奨励金額

●建物の固定資産税課税標準額が150万円以上の中古住宅を購入した場合が、奨励金の対象となります（課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています）。  
奨励金の額は、30万円です。

※売買後1年以内の申請が必要です。

#### 問い合わせ・申し込み先

建設課 住宅グループ  
☎76-2151  
（内線252、255）

## 津別町 空き家等撤去 促進事業

## 空き家・廃屋を自主的に取り壊す方に 費用の一部を助成します

#### ■対象となる家屋

全国的にも空き家や廃屋の増加が、深刻な問題となつていきます。

◆ 居住者がおらず、十分な管理がされていないこれらの家屋は、町の景観を損ねるほか、倒壊の恐れや治安の悪化が心配されています。

◆ 町では、良好な生活環境を守り、美しい景観向上のための取り組みとして、今年度もこのような家を自主的に取り壊す方に費用の一部を助成する「津別町空き家等撤去促進事業」を実施します。

#### ■対象となる金額・補助額

対象となる工事金額は50万円以上です。補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円を上限とします。実質の補助額は、25万円から50万円となります。

なお、申請する場合、業者からの見積書が必要となりますので、申請前に必ず業者へ相談し、見積書を取ってください。

#### ■受付期間

①期間 平成30年4月2日（土）日・祝日を除く

②時間 午前8時30分から午後5時15分（正午〜午後1時を除く）

※今年度の事業は、20件分を予定しております。定数に達した時点で締め切りとなりますので、お早めに申し込みください。この事業の活用を希望される場合は、役場の担当までご相談ください。

#### 問い合わせ・申し込み先

建設課 住宅グループ  
☎76-2151（内線252、255）

### 空き家等撤去促進事業

#### Q & A

- Q 建て替えを目的として、古い住宅を壊した場合は、対象となる？
- A 住宅の建て替えを行うための取り壊しは対象外です。

- Q 取り壊すと固定資産税が上がる、と聞いたのだが？
- A 住宅の建っている土地は、税の軽減措置がされているので、住宅を取り壊した場合、土地の税額が上がる場合もあります。詳しくは、税務担当にご確認ください。

- Q 申請に必要な書類は？
- A 申請書類一式は、役場の担当課にあります。業者からの工事見積書も必要なので、まず、町内業者に相談してください。



**お知らせ**  
**information**  
 インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。  
 企画グループ ☎ 76 - 2151  
 FAX 76 - 2976

**まちバスからのお知らせ**

まちバスは相生線の一部の便を除き、全線予約によって運行しています。  
 新年度を迎え、新たに通園・通学でまちバスを利用する場合には予約が必要ですので、予め利用者登録をお願いします（利用者登録票は津別町ホームムベージよりダウンロード出来ます）。また、現在利用している方で予約に変更がある場合は、必ずご連絡ください。

なお、まちバスの予約については「まちバス予約電話」にてお受けしておりますが、受付時間以外は留守番電話での対応となりますので、土曜日の全便及び日祝日の翌朝の便を利用する場合は、予約受付時間内に予約をお済ませください。

**【まちバス予約電話】**

☎ 76 - 2166  
 ※予約受付時間は平日（年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時、発車時刻のおおむね3時間前までとしております。まちバス利用には制限もございませんので、ご不明な点はお問合せください。

**問い合わせ先**

建設課道路車両グループ  
 ☎ 76 - 2151（内線250）

**固定資産税課税台帳の縦覧や閲覧は4月2日から**

固定資産税（土地・家屋の縦覧を、4月2日（月）から5月31日（木）まで（土・日・祝日を除く）役場税務収納グループ⑥番窓口で行っています。縦覧とは、自分の資産の評価額と他の評価額を比較し、適正さを検討してもらうものです。自分の資産の内訳（土地・家屋）を見る閲覧については、通

年行っています。平成29年中に固定資産の名義を変えた方や家屋の取り壊しのあった方について確認をお願いします。

なお、5月に送付する固定資産税の納税通知書には、課税明細書が添付されていますので、ご確認ください。

**問い合わせ先**

住民企画課税務担当  
 ☎ 76 - 2151  
 （内線220・221）

**むし歯ゼロのお友だちを紹介しします**

2月20日に実施した3歳児健診で、むし歯がゼロのお友だちを紹介しします。

- 池田慎羽くん（達美）
  - 岡林穂乃香ちゃん（旭町）
  - 安田紗矢ちゃん（豊永）
  - 出町茉莉ちゃん（活汲）
  - 坂井愛梨ちゃん（豊永）
  - 三宮菜奈ちゃん（旭町）
  - 佐藤紗桜ちゃん（共和）
  - 佐藤香枝ちゃん（共和）
  - 木口稀乃花ちゃん（共和）
  - 清野陽菜ちゃん（東岡）
  - 眞鍋琉太くん（旭町）
- 問い合わせ先**  
 保健福祉課健康医療グループ  
 ☎ 76 - 2151  
 （内線332）

**北海道心身障がい者総合相談所の巡回相談を実施**

平成30年度の北海道心身障がい者総合相談所の巡回相談が行われます。  
 通常は札幌の相談所で行われますが、近隣で相談できる貴重な機会になりますので、希望される方は、4月20日（金）までに役場の福祉担当までご連絡ください。

町民みんなで交通安全を誓い合うことを目的に、次のおり交通安全推進町民大会を開催いたします。  
 多くの方の参加をお待ちしています。

**日時** 4月11日（水）  
 午後7時から

**場所** 生活改善センター（町民会館）

**交通安全推進町民大会を開催します**

※交通安全標語コンクールの表彰式も合わせて行います。  
**問い合わせ先**  
 住民企画課住民環境グループ  
 ☎ 76 - 2151（内線216）

**国民健康保険に加入されている皆様へ**

例年、4月に行っておりました保険証の更新手続きについて、国民健康保険の事業主体が北海道となることに伴い、更新時期が変更になります。更新の時期は7月下旬を予定しております。時期が近くなりましたら再度広報でお知らせいたしますので、ご留意願います。

**問い合わせ先**  
 保健福祉課  
 介護福祉グループ福祉担当  
 ☎ 76 - 2151（内線234）

**ヒグマに注意特別期間**

《4月1日～5月31日》

雪解けとともに山菜採りや魚釣りのシーズンが始まりますが、ヒグマも冬眠から目覚め、食べ物求め活発に行動する時期と重なります。ヒグマに遭遇わないため、次のことにご注意ください。  
 ○鈴などを携帯し、音を出しながら歩きましょう。  
 ○薄暗いときには行動しないようにしましょう。  
 ○クマのフンや足跡を見つけたら引き返しましょう。  
 ○食べものやゴミは必ず持ち帰りましょう。

**問い合わせ先**  
 産業振興課  
 林政・再生エネルギー推進グループ  
 ☎ 76 - 2151  
 （内線259）



**交通安全情報**  
 年間の交通安全運動にご協力をお願いします

住民企画課  
 住民環境グループ

昨年度は交通安全運動にご協力いただきありがとうございます。今年度も一年間、皆様のご協力をよろしくお願いします。  
 4月11日（水）に生活改善センター（町民会館）で、交通事故撲滅を誓う「交通安全推進町民大会」を開催します。悲惨な交通事故をなくし、住みよい町を作るため、町民皆さんで交通安全について考えましょう。参加をお待ちしております。

**地域安全ニュース**

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

**自転車の盗難被害の防止と防犯登録の推進**  
 《自転車には防犯登録とツーロックを》

- 自転車盗難防止の基本**
- 1 わずかな時間の駐輪でも必ずツーロック！
  - 2 自宅敷地、管理地でも油断せずにツーロック！
  - 3 防犯登録を忘れずに

例年、雪解けを迎えると、自転車を利用する機会が増え、自転車の盗難被害が増加しています。  
 ○大切な自転車を盗難被害から守るために  
 自転車に備え付けの鍵以外にも、U字型錠やワイヤー錠等の丈夫な鍵を付けるなど、ツーロックをして大切な自転車を盗難被害から守りましょう。  
 ○万が一、盗難被害に遭ったときのために  
 自転車の防犯登録をしましょう。防犯登録の手続きは、自転車の販売店で取り扱っています。

**春の全国交通安全運動**

4月6日（金）～15日（日）

- 運動の重点**
- ①子供と高齢者の交通事故防止
  - ②歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
  - ③後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ④飲酒運転の根絶

**統一行動日**  
 （セーフティコール）  
 4月6日（金）

**交通事故死**  
 ゼロを目指す日  
 4月10日（火）

**問い合わせ先**  
 住民企画課 住民環境グループ  
 ☎ 76 - 2151（内線216）

**退会したはず!? 不安をおおる不当請求に注意しましょう!**

産業振興課  
 商工観光グループ  
 ☎ 76 - 2151（内線258）

若い頃、旅行等が格安で行ける会員制のクラブに入会し、月々の会費の支払い、高額な学習教材をクレジットで購入した。その後、退会し退会証明書ももらったが、16年後に会費が未納になっていると2年分の会費7万5600円を請求された。放置していたら督促状や裁判手続き開始通知書が届いた。連絡するのは不安だ。

**Q** ケースでは、センターから当該業者に連絡し状況を説明。記録を修正するので請求書は処分してほしいとの回答がありました。

請求が5年以上ない場合は、債務消滅時効の援用の申し出を行うことも可能です。また、トラブル解決を持ちかけての二次被害の報告事例もあるので、不安なときは悩まずにご相談ください。

**消費生活相談**  
 ◎美幌町消費生活センター  
 ☎ FAX 72 - 0366  
 月～金曜日（祝祭日を除く）午前10時～午後4時

**A** 業者の話を鵜呑みにせず、身に覚えのない請求は支払わないでください。この

※8ページ「食善食語・野菜を知ろう」の答えは「ごこみ」でした。

## 平成30年度から介護保険料が変わります

津別町では、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。第7期（平成30年度から平成32年度）の3年間、介護保険が健全に運営できるよう介護保険料の改定を行ないます。

**基準額が月額4,440円（年額53,200円）になります** ※100円未満切捨て

第7期（平成30年度から平成32年度）の基準額が月額4,440円に改定となります。第6期（平成27年度から平成29年度）の月額3,800円と比較すると、月額640円の増額となります。

**基準額の決め方：介護サービスの総給付費 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 65歳以上の方の人数 = 基準額**

この基準額を基に、世帯の所得によって保険料が決まります。第7期の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	新保険料 (年額)	旧保険料
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.50	26,600円	22,800円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円以下の方	↓負担軽減適用 基準額×0.45	↓ 23,900円	↓ 20,500円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.65	34,600円	28,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	39,900円	34,200円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	47,900円	41,000円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額	53,200円	45,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.20	63,900円	54,700円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.30	69,200円	59,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 × 1.50	79,900円	68,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方	基準額 × 1.70	90,500円	77,500円

### 《保険料上昇の主な理由》

- ① 高齢化に伴う介護サービス利用（人数・回数等）の増加＝介護給付費の増加
  - ② ①の給付費のうち第1号被保険者が負担する割合が増加（高齢者人口の増加に伴い22%から23%に改定）
- ※第7期の介護保険料の設定においては、保険料の上昇を少しでも抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩し、基準額を月額430円引き下げました（第6期の引き下げ額は429円でした）。

### 介護保険料の上昇を抑えるために！

2025年には、団塊世代の方が75歳を迎え、高齢者人口のピークを迎えると全国的に言われていますが、高齢者人口だけでみまますと津別町はすでにピークを迎えています。今後は、介護状態になりやすい75歳以上の割合が高くなっていくことが予測されています。介護サービス費が増加すると、介護保険料が上昇していく一方です。介護保険料の上昇を抑えるために、

- ①一人でも多くの方が介護予防に取り組んでいただく必要があります。
- ②介護予防は健康であること。
- ③適度な軽運動とバランスの良い食事を取りましょう（町内で実施されている運動教室もあります）。日々のお散歩やお友達との集まりも立派な介護予防です。ぜひ、みなさんで取り組んでいきましょう！



問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当⑫番窓口 ☎ 76 - 2151 (内線 230)

## 議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。

町のホームページにアクセスしてご覧ください。

<津別町ホームページ>

<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

※トップページ左側のボタン

**議会インターネット中継**をクリック

問い合わせ先

議会事務局 ☎76-2151(内線266)

ランプの宿森つべつ入浴  
優待券配布場所について

対象者  
全町民（3歳以下は無料）  
交付場所  
・4月中は、町民懇談室（議会事堂1階）で行います。  
・5月1日（火）～2日（水）は、福祉担当⑩番窓口で行います。  
・5月7日（月）以降は、戸籍担当⑧番窓口で行います。  
交付に必要なもの  
印鑑（持参忘れの場合は、交付できません）  
交付枚数  
大人（中学生以上）、小人

（4歳から小学生まで）各5枚交付  
割引額  
・大人 300円の割引【通常600円】  
・小人 150円の割引【通常250円】  
※世帯員であれば、どなたでもけっこうです。  
※ご親戚・親子・ご近所等の方に頼まれ交付にいられた方は、その方の印鑑が必要です（印鑑を持参忘れの場合は、交付できません）。  
問い合わせ先  
産業振興課  
商工観光グループ  
☎76-2151  
(内線258)

### 協会けんぽ北海道支部からのお知らせ

●平成30年度の保険料率改定について  
平成30年3月分（5月1日納付期限分）より健康保険料率は10・25%（プラス0・03%）、介護保険料率は1・57%（マイナス0・08%）となります。健康保険料率の引き上げに關しまして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。  
●平成30年度「協会けんぽ健診」のご案内  
協会けんぽ北海道支部では、年度内に1回、加入者の皆さまの健診費用の一部を補助しています。35歳～74歳の被保険者（ご本人）さまへは、がん検診を含めた充実した健診項目の「生活習慣病予防健診」を、40歳～74歳の被扶養者（ご家族）さまへは、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」と、二つの健診をご用意しております。生活習慣の予防と早期発見・早期治療のためにも年に1度は健診を受けましょう！  
問い合わせ先  
全国健康保険協会北海道支部  
☎011-726-0352

### 水質検査計画の公表について

みなさんに水道水を安全に飲んでいただくため、水道法に基づく水質検査を毎月行っています。

その検査項目や検査頻度を記載した「水質検査計画」の閲覧を下記により行っています。閲覧はいつでもできますのでご覧ください。

《閲覧場所》  
建設課（2階②番窓口）

※町のホームページもご覧ください。  
<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp>

問い合わせ先

建設課水道グループ

☎76-2151(内線253)

## 《平成30年度自衛官等募集》

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(1次)
予備自衛官補	一般	4月6日(金)	4月14日(土)～18日(水)の内1日 帯広・美幌・釧路
	技能		
幹部候補生	一般	3月1日(木)～	5月12日(土)・13日(日) 帯広・美幌・釧路
	歯科薬剤師	5月1日(火)	

詳細 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎0157-23-6826  
募集コールセンター(受付時間:12時～20時)  
フリーダイヤル ☎0120-063-792  
ナビダイヤル ☎0570-045-818(携帯電話)

## 平成30年度 狂犬病予防注射と畜犬登録の実施について

問い合わせ先  
住民企画課 住民環境グループ ☎76-2151 (内線217)

登録料	1頭につき	3,000円 (登録は犬の生涯に1回です)
注射料	1頭につき	3,110円 (注射は毎年1回必ず受けなければなりません)

日	時 間	会 場	対 象 自 治 会 名
4月23日 (月)	13時20分～17時30分	戸別	沼沢、双葉
	13時10分～13時20分	本岐消防前	本岐2、木橋、二又
	10時20分～11時50分	戸別	布川、大昭
	10時00分～10時10分	旧相生消防前	相生中央
	8時15分～9時40分	戸別	共和1、恩根1、恩根中央、相生2
	13時00分～17時00分	戸別	高台町、活波1・3、東岡、岩富
4月22日 (日)	11時30分～11時50分	共済組合前	旭町1・2・3
	11時10分～11時25分	旧Kニツト前	幸町、柏町
	10時55分～11時05分	関合宅前	東町、新町
	10時30分～10時50分	西町寿の家前	緑町1、達美町
	10時10分～10時25分	旧林石スタンド前	緑町2
	9時25分～10時00分	旧てん馬屋前	本町、西町、緑町3
	8時40分～9時15分	水口電気店前	共和2・3・4
	8時15分～8時35分	青柳自動車横	豊永2・3
	8時15分～8時35分	戸別	豊永4
4月21日 (土)	13時30分～17時00分	戸別	東達美、上最上、下最上
	13時10分～13時25分	旧活波消防前	活波中央
	13時00分～17時00分	戸別	下美都、上里、豊永1
	8時15分～12時00分	戸別	達美、西達美、高台1・2、上美都

### 《畜犬登録・狂犬病予防注射実施日程表》

平成30年度の狂犬病予防注射と畜犬登録を、次の日程で実施します。犬を飼っている方は、最寄りの会場まで犬を連れてくるようお願いいたします。また、状況により時間が遅れる場合もありますので、ご了承願います。

なお、都合により最寄りの会場に行くことができない場合は、他の会場でも受付できますので、必ず予防注射と登録を行うようお願いいたします。

※犬の体調が心配な方は獣医師に相談してください。

獣医師の判断で注射を猶予することもできます。



## 津別町総合計画策定委員会の策定委員を募集いたします

津別町では、「第5次津別町総合計画」をまちづくりの指針として、これまで各種政策を推進してきましたが、本計画が平成31年度をもって終了することから、平成32年度を初年度とする新たな「第6次津別町総合計画(32年度～41年度)」策定に向けて平成30年度より作業を進めていくこととしています。

「第6次津別町総合計画」の策定に当たっては、策定委員会を設置し、当該委員会において10年後の将来を描く基本構想素案の検討を重ねていくこととなりますが、町民の皆さまからのご意見も幅広く取り入れたいと考えています。

つきましては、総合計画策定委員を次により一般公募いたしますので、応募をお待ちしています。

**募集対象**  
概ね年齢30歳～40歳代の町民(10年後の責任世代として)

**募集人数**  
10名程度(策定委員会は町職員を含め30名以内で組織します)

**募集期間**  
平成30年4月20日(金)まで

**お問い合わせ・応募先**  
津別町役場  
住民企画課企画グループ  
〒092-0292  
津別町字幸町41番地  
☎76-2151  
FAX 76-2976

**メール**  
toukei@town.tsubetsu.hokkaido.jp

## 道の交通事故相談所をご利用ください

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じています。相談は無料です。

- 交通事故にあったが、どうしたらよいかわからない。
- 損害賠償の額が適正かどうかを知りたい。
- 示談をどのように行ったらよいか?
- 残された遺児への生活(教育)資金の手当ては?...

### 《交通事故巡回相談を次の日程で行います》

実施場所/時間帯	平成30年度交通事故巡回相談日程	備 考
北見会場 (北見市青葉町5番16号) 北見交通安全研修センター ※予約はオホーツク総合振興局へ 巡回相談 13:00～16:00	4月18日 (水)	10月10日 (水)
	5月23日 (水)	11月14日 (水)
	6月20日 (水)	12月12日 (水)
	7月18日 (水)	1月16日 (水)
	8月22日 (水)	2月20日 (水)
網走会場 (網走市北7条西3丁目) オホーツク総合振興局 交通事故相談所 巡回相談 13:00～16:00	4月19日 (木)	10月11日 (木)
	5月24日 (木)	11月15日 (木)
	6月21日 (木)	12月13日 (木)
	7月19日 (木)	1月17日 (木)
	8月23日 (木)	2月21日 (木)

※巡回相談には予約が必要です。予約は、相談日の週の月曜日まで(祭日等の場合は、前の週の金曜日まで)。

なお、予約がない場合、巡回相談は中止いたします。

《巡回相談の予約・問い合わせ先》  
オホーツク総合振興局保健環境部  
環境生活課道民生活係  
☎0152-41-0627 (直通)

### 《北海道交通事故相談所 (道庁)》

面接 (予約制)、電話、文書 (メール・FAXを含む) 等で相談をお受けしています。

面接	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁1階 ☎011-204-5220	《相談時間》 月～金曜日 9時～17時 (受付～16時30分)
電話	直通 ☎050-3533-4703	
FAX	011-232-7452	
メール	kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp	

## 木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

### 補助の対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 平成31年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

### 補助の申請書類

- 補助金等交付申請書
- 誓約書兼同意書
- 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- ペレットストーブ設置位置図及び平面図
- ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

※補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

問い合わせ・申請先 産業振興課 林政・再生可能エネルギー推進グループ ☎76-2151 (内線318)

### 補助金の額等

ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の3分の2以内(千円未満は切り捨て)で、1台25万円を限度とします。

### その他

- 設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。
- 町による現地確認調査を実施します。
- 補助金の交付は、現地調査後となります。
- ※その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。



## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎ 76 - 2151 内線 222、223

### 国民年金保険料等の申請について

▼保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている町の国民年金窓口で手続きをしてください。

▼平成30年度分（平成30年7月分から31年6月分まで）の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

▼失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、下記へご相談ください。

#### 問い合わせ先

- ・役場戸籍年金担当  
☎ 76 - 2151（内線 222、223）
- ・北見年金事務所  
☎ 0157 - 25 - 9635



政府統計



工業統計キャラクター  
コウちゃん

## 平成30年工業統計調査を実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。調査時点は30年6月1日です。調査票へのご回答をお願いいたします。

経済産業省・都道府県・市区町村

## 平成30年 春の火災予防運動

《4月20日から4月30日までの11日間》

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。小さな火が大きな火災につながりますので、火の取り扱いには充分注意しましょう。

統一標語 『火の用心 ことばを形に 習慣に』

- |                      |             |       |
|----------------------|-------------|-------|
| 1. サイレン吹鳴            | 4月20日～4月26日 | 午後7時  |
| 2. 消防車による町内広報        | 4月20日～4月30日 |       |
| 3. 防火パレード(消防団・外郭団体等) | 4月21日(土)    | 午後1時～ |
| 4. 防火・救急教室           | 期間中に随時実施します |       |

#### 【住宅用火災警報器(住警器)はつけましたか？】

【住警器を設置済みの方は10年を目安に交換をおすすめします】

古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、いざという時に正常に作動しないことがあります。※町内の取り扱い店までお尋ね下さい。◎4月から住警器の設置調査を行います。消防職員が各家庭を訪問しますので、ご協力願います。

※「消防の方から来ました。」など、消防職員と偽って販売・点検する悪徳業者がいます。消防職員が、住警器の販売目的で訪問することはありません。

問い合わせ先 津別消防署グループ ☎76-2189

## 使用水量が少ない家庭の水道料金を軽減します

ご家庭で使用されている水道料金について、平成30年4月の検針結果（5月の請求分）から使用水量が5㎡以下だった場合、基本料金を2割軽減し1,728円といたします。家事用で契約した水道を使用されているご家庭が対象となります。

問い合わせ先 建設課水道グループ ☎76-2151(内線253)

## よろず相談のお知らせ

日常生活で、悩みごとはありませんか？ 町より委嘱されている「よろず相談委員」が、行政、民事等の相談に応じます。

4月のよろず相談 ☎76-2151(内線216)

日時 4月20日(金)午後1時～3時

場所 林業研修会館1階図書室

相談委員 鷹嘴とし子、久保利治

※今年度から隔月開催になります。

## 平成30年度 津別町職員（建築技術職員）募集について

募集人員 1名

採用予定年月日 平成30年6月1日

応募資格 次の要件を満たす者

- ①一級建築士又は二級建築士の資格を有する者
- ②昭和52年4月2日以降に生まれた者
- ③普通自動車免許を取得している者

試験日時、場所等

期 日 平成30年4月15日(日) 9:00～

場 所 津別町役場林業研修会館(役場庁舎裏)

募集期日 ～平成30年4月11日(水) ※応募方法等については、津別町ホームページをご覧ください。

照会先 津別町役場総務課庶務グループ

☎ 76 - 2151

## 財務専門官採用試験のお知らせ

財務省北海道財務局では、財政、金融のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。

#### 受験資格

- ①昭和63年4月2日から平成9年4月1日生まれの者
- ②平成9年4月2日以降生まれの者で大学を卒業した者など別に定める者

#### 受験申込受付期間

平成30年3月30日(金) 9時から4月11日(水)

#### 【受信有効】まで

受検申込方法 インターネットの下記のURLより申し込み下さい。  
第1次試験日 平成30年6月10日(日)

#### 問い合わせ先

財務省北海道財務局人事課人事係  
☎ 011-709-2311(内線4252)

インターネット申込専用アドレス  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

## 国家公務員採用試験のお知らせ

○総合職試験(院卒者・大卒程度)

インターネット申込期間…3月30日(金)～4月9日(月)

○一般職試験(大卒程度)

インターネット申込期間…4月6日(金)～4月18日(水)

○一般職試験(高卒者・社会人)

インターネット申込期間…6月18日(月)～6月27日(水)

#### 問い合わせ先

人事院北海道事務局第二課試験係  
☎ 011-241-1248

インターネット申込専用アドレス  
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

## 津別町太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

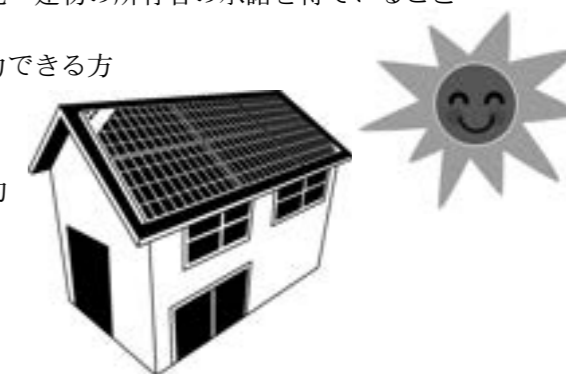
※ 工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。

#### 補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等（新築のものに限る）を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方
- ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

#### 補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件（次の全てに適合するもの）
  - ・低圧配電線と逆流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
  - ・発電出力が10kW未満の設備であること
  - ・日本工業規格等で認められていること
  - ・未使用であること（中古品は対象外です）
- ②補助金対象範囲
  - ・太陽電池モジュール、架台、接続箱、インバーター、発生電力量計、直流側開閉器、保護装置、売買電力量計、配線・配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用



#### 補助金の額

設置（購入）した太陽光発電システムの最大出力の値（kW表示とし、小数点以下第2未満は四捨五入）に1kW当たり4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 産業振興課 林政・再生可能エネルギー推進グループ ☎ 76 - 2151（内線 318）